

西脇市競争入札参加資格の申請に関してよくある質問

1 前回受付時(令和6年1月)に申請したのですが、今回も申請が必要ですか？

○建設工事、測量・コンサルタント等

追加受付ですので、前回（令和6年度）の受付時に申請された場合は、**今回の申請は不要です。**

○物品・役務の提供等

追加受付ですので、前回（令和6年度）の受付時に申請された場合は、**今回の申請は不要です。**

※基準年について

建設工事、測量・コンサルタント等は2年ごと、物品・役務の提供等は3年ごとに基準年を設定しており、基準年以外での登録は追加受付となります。

今回は、すべて追加受付で、建設工事、測量・コンサルタント等の有効期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなります。また、物品・役務の提供等の有効期間は令和7年4月1日から令和9年3月31日までとなります。

2 会社設立から間がないため、書類が間に合わないのですが…。

その場合でも申請は可能です。

建設工事の申請に必要な「経営事項審査結果通知書」や「建設業退職金共済組合加入証明書」は、その申請から書類発行まで日数が必要ですから、各申請先に提出した申請書類の写しを添付していただければ結構です。

その他の提出できない書類がある場合は、管財課までお問い合わせください。

3 【物品・役務の提供等の場合】 1社で複数の業種を申請することは可能ですか？

もちろん可能です。

申請業種数の限度はありません。

4 【物品・役務の提供等の場合】 販売実績のない業種についての「納入実績一覧表」は必要ですか？

会社設立から間がないなどの理由で全く販売実績がない場合は、「様式4 納入実績一覧表」に「令和〇年からの新規事業のため実績なし」など、実績のない理由を明記のうえ、添付してください。

ただし、複数の業種を申請している場合で、特定の業種だけ実績がないときは記載を省略しても構いません。

5 この申請の対象は「市役所」のみですか？

上下水道事業を管轄する建設水道部、市立西脇病院、西脇多可行政事務組合（みどり園）もこの申請の対象に含まれます。

6 委任状の書き方について教えてください。

委任状とは、例えば「東京本社の代表取締役から神戸支社長へ何らかの権限を委任

する」場合などに必要な書類です（いわゆる“年間委任状”）。

以下は、委任事項の例です。

- 1 入札・見積りに関すること。
- 2 契約の締結に関すること。
- 3 代金の請求に関すること。
- 4 その他契約の履行に関すること。
- 5 復代理人の選任に関すること。 など

7 電子申請時にも申請事務担当者への委任状が必要ですか？

電子申請の事務担当者への委任状は不要です。

8 納税証明書はどこに取りに行けばいいですか？

○申請に必要な納税証明書は次の所で発行を受けることができます。

- ・法人税、消費税…【税務署】
- ・法人市民税、固定資産税等…【西脇市役所税務課】

○ご本人（法人の場合は代表者本人）が窓口に来られない場合には、ご本人の委任を受けた代理人の方が委任状を持参して手続きを行ってください。

- ・国税分の場合…「納税証明書交付請求書」+委任状
- ・市税分の場合…「税務証明書等交付申請書」+委任状

※納税証明書(国税分)について詳しくは、国税庁ホームページでご確認いただくか、税務署におたずねください。

9 「物品・役務の提供等」受付要領 別表7記載の「許可・免許証等」とはどのようなものでしょうか。

法令等に基づいて許可が必要な業務を行うために必要な場合のみ添付してください。